被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間テレビ・ラジオ放送事業者等に対し、整備費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靭化を実現する。

## 国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供 テレビ・ラジオ 放送施設の 災害対策強化 本社 送信所 従害情報の 迅速・正確な伝達

## 予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を促進

緊急地震速報

緊急警報放送

補助対象・・・地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間テレビ・ラジオ放送事業者等

補助率:地方公共団体の単独又は連携の場合:1/2、民間テレビ・ラジオ放送事業者等の場合:1/3

補助対象経費:予備送信設備等(予備送信設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、予備電源設備)

災害対策補完送信所等(送信所の移転、災害対策補完送信所)

予備電源設備

災害対策補完送信所

緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)

ウェブアクセシビリティ 東海総合通信局